資料６

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針

～子どもたちの夢を育む学校づくりに向けて～

平 成 ２０ 年 ８ 月 １９ 日

前 橋 市 教 育 委 員 会

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針

―― 目　　次 ――

Ⅰ　基本方針策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1　基本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　2　基本方針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　適正規模・適正配置の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　1　適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準・・・・・・・・・・・・・・・・2
　2　適正配置の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅲ　適正規模・適正配置の検討対象校及び推進の方策・・・・・・・・・・・・・・・・3
　1　適正規模・適正配置の検討対象校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　2　適正規模・適正配置推進の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅳ　適正規模・適正配置に伴う教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　1　通学路の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　2　学校の施設設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　3　教員等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅴ　学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅵ　適正規模・適正配置の具体的な進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　1　小規模校の適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　2　大規模校の適正規模・適正配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　3　「適正規模地区委員会」及び「適正規模合同地区委員会」の設置・・・・・・・・・6

Ⅶ　適正規模・適正配置対象校と今後の具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・7
　1　具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　2　平成２０年度から取り組む対象校及び具体的な進め方・・・・・・・・・・・・・7
　3　平成２１年度以降に適正規模・適正配置に取り組む対象校・・・・・・・・・・・8

Ⅷ　適正規模・適正配置に向けたスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅸ　結びに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅰ　基本方針策定にあたって

１　基本方針策定の趣旨

児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

２　基本方針策定の背景

本市では昭和４０年代以降の児童生徒の急増期から昭和６０年代以降の減少期へ移行する過程において、多くの小中学校で小規模校化が進んできており、今後、現在の学校数を維持した場合、さらなる小規模校化の進行が見込まれる。

小中学校のさらなる小規模校化は、近年の子どもたち（学校）を取り巻く社会状況の変化、国際化等を考えると、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営において様々な問題を生じさせる危惧がある。

こうした現状を受け、前橋市教育委員会（以下「市教委」という。）は平成１８年度から学校の適正規模・適正配置への取り組みをスタートさせ、平成１９年１１月には「前橋市立小中学校の適正規模に係る諮問委員会」による答申を受けたところである。

この答申では、児童生徒が多様な人間関係の中で成長が期待できる環境づくりとして、適正規模・適正配置への基本的な考え方、またその推進方法等、貴重な提言がなされた。

平成２０年度の学校規模の状況は、１２学級未満の小学校が１７校(全体の３８％)、中学校は１０校（全体の４８％）となっている。一方で、周辺開発により、大規模校化が急速に進んでいたり、進むであろうと考えられたりする小学校や中学校も一部に存在している。

市教委では、これらの状況を踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、市民合意の中で、児童生徒が「生きる力」を身に付けられる教育環境を整備し、教育の質の充実を図るという視点に立ち、ここに前橋市立小中学校の適正規模・適正配置についての基本方針を示すこととしたものである。

なお、学校の適正規模・適正配置は、当該校の児童生徒、保護者、地域住民の十分な理解と、互いの共通認識の下に協議を行い、様々な課題を解決しながら、円滑に進められなければならない問題である。

したがって、本基本方針を示すことで、多くの関係者の方々に小中学校の適正規模・適正配置について検討していただくとともに、市教委ではその検討結果を踏まえつつ、それぞれの地域の実態に合わせて、適正規模・適正配置の円滑な推進を図ることとしたい。

Ⅱ　適正規模・適正配置の基本的な考え方

1　適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準

本市の目指す「県都前橋　教育のまち」の実現、即ち本市の小中学校で学ぶ全ての児童生徒に基礎・基本となる学力を身に付けさせるとともに、「生きる力を育む」教育を実現する教育環境の整備に向け、答申を尊重しつつ、本市における学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方及び基準を以下のとおり定めるものとする。

（1） 適正規模についての基本的な考え方

①児童生徒間及び児童生徒と教員間において多様な人間関係を育む中で集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。

②学級の編制替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。

③総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数指導等、今日的な教育活動が展開できる学校規模であること。

④一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。

⑤一定の児童生徒数を維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること。

⑥休み時間や各種活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること。

（2）前橋市における小中学校の適正規模の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとする。

①小学校においては、多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、１学年平均２学級を下限とする１２学級から１８学級。 ②中学校においては、多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに部活動等の活性化を促し、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、１学年平均４学級を下限とする１２学級から１８学級。

なお、学校教育法施行規則第４１条では『小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない』と示されており、この規定は、中学校においても同規則７９条により準用されるということも、適正規模の基準を規定するうえで参考にした。

＊特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。

＊学級数は、小学校１，２年生は「ぐんま少人数クラスプロジェクト」の３０人学級で算出し、他の学年は群馬県の学級編制基準の４０人学級で算出する。

２　適正配置の基本的な考え方

学校教育の充実と児童生徒に望ましい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現することは、児童生徒に通学区域の変更をもたらすこととなる。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

Ⅲ　適正規模・適正配置の検討対象校及び推進の方策

１　適正規模・適正配置の検討対象校

平成２０年度及び平成２６年度の前橋市立小中学校の規模別学校数は、別表１のとおりである。本基本方針では、小中学校の適正規模の基準を下回る学校を小規模校、適正規模の基準を上回る学校を大規模校とし、平成２６年度の推計値でも適正規模への回復が見込めない学校を適正規模に向けての検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方に基づき、適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

（別表１）前橋市立小中学校の規模別学校数（特別支援学級の学級数は含まない）

区分／規模	小学校		中学校	
	平成２０年度	平成２６年度	平成２０年度	平成２６年度
11 学級以下(小規模校)	１７校	１７校	１０校	９校
12～18 学級	１９校	２３校	１１校	１２校
19 学級以上(大規模校)	９校	５校	０校	０校

＊平成 20 年 5 月 1 日現在の各校の児童生徒在籍数により作成、平成 26 年度は推計値

○11 学級以下の学校（平成 26 年度推計値による）
桃井小、中川小、敷島小、若宮小、中央小、朝倉小、天神小、上川淵小、嶺小、総社小、元総社南小、清里小、大室小、二之宮小、笂井小、滝窪小、(滝窪小金丸分校)、月田小、第二中、第三中、第四中、春日中、広瀬中、芳賀中、荒砥中、宮城中、粕川中

○19 学級以上の学校（平成 26 年度推計値による）
桂萱東小、東小、大利根小、荒牧小、永明小

２　適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」と、「学校の統合」という２つの方策を各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行うこととする。

その際、「学校の統合」については、複数校の統合により新たな学校を設立するという考え方に立つものとする。

（１）通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮する。また、通学区域を見直す際には、保護者や地域に対し、その意義と内容を説明し、理解を深める場を設定する。なお、事例によっては、段階的に通学区域の変更を進めることとする。

さらに、小中学校の連携を図り、義務教育である９年間を見通したカリキュラムを編成しやすくするため、可能な限り同一の小学校から同一の中学校への通学ができる小中学校の配置を考えることとする。この考え方は次の「学校の統合」についても同様とする。

（２）学校の統合

統合の趣旨、実施方法等について、以下の①、②を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととする。

①新設校としての設置

「学校の統合」は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とする。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とする。

②設置場所

新設校は、原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定する。また、新設校については、教育環境の充実を図ることとする。

なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討することとする。

（３）学校選択制

学校選択制については、先の答申で、地域に根ざした教育が重要になっていること、また、学校にとっても地域の教育力の支援を必要としていること等、地域と学校の結びつきの観点から見直しが指摘されている。さらに、学校選択制の採用は、適正規模・適正配置推進の根拠となる将来的な児童生徒数の推計値を不確定にすることにもなる。したがって、学校選択制については、その在り方を大幅に見直すこととする。

Ⅳ　適正規模・適正配置に伴う教育環境の整備

学校の適正規模・適正配置を推進する際には、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

1　通学路の安全確保

(1)適正規模・適正配置化に伴い、通学路が変更になる場合は、安全な通学路を検討し、設定する。その際には、児童生徒の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。

(2)新たな通学路を検討する際には、通学距離や地域の状況によって、登下校の安全性が高いスクールバスの使用を含めて、通学の安全確保を図る。

2　学校の施設設備の整備

適正規模・適正配置の実施の際は、その効果がより高まるように、また学級数及び児童生徒数の増加に対応できるように、施設・設備面の改善及び教材教具等の充実を図る。

3　教員等の配置

学校の統合に伴う児童生徒の環境の変化等による、児童生徒の心の支援に対応するため、該当校への教職員配置の配慮を行うとともに、本市単独で予算措置をした非常勤職員や相談員等の特別な配置を行う。

Ⅴ　学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地、施設利用については、地元の要望等も踏まえ、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

Ⅵ　適正規模・適正配置の具体的な進め方

1 小規模校の適正規模・適正配置

「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて、次のように検討を推進する。

(1) 小規模校を含む複数の学校が集中する地域においては、地域の枠組みを考慮し、「通学区域の見直し」と「学校の統合」を組み合わせて、適正規模・適正配置を実現する。

(2)小規模校と他校が隣接している場合においては、学校の立地条件により、それぞれ次の

方法により適正規模・適正配置を検討する。

①隣接した学校が小規模校の場合は、統合による適正規模・適正配置を検討する。

②隣接した学校が適正規模校である場合には、「通学区域の見直し」と「学校の統合」という考え方のうち、適切な方法により、適正規模・適正配置を検討する。

(3)小規模校が点在して存在している地域では、通学区の見直しや登下校の安全に効果的なスクールバスの導入を含め、通学手段の確保による統合等により適正規模・適正配置を検討する。

2　大規模校の適正規模・適正配置

隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。

3　「適正規模地区委員会」及び「適正規模合同地区委員会」の設置

適正規模・適正配置を進める際には、対象校に「学校の適正規模を考える地区委員会」（以下、「適正規模地区委員会」という）を設置する。

「適正規模地区委員会」は、児童生徒の現在及び将来を見通し、該当校の適正規模化について責任を持った討議を進める。そして、その結果を「○○校の今後の在り方について」として市教委に報告する。

さらに、互いに対象校となっている学校の「適正規模地区委員会」で「通学区域の見直し」及び「学校の統合」が同一の方向で合意された場合は、対象校同士の「当該地域の適正規模を考える合同地区委員会」（以下、「適正規模合同地区委員会」という）を設置する。

「適正規模合同地区委員会」は、複数校の合意を検討し、その結果を「当該地区の今後の在り方について」として市教委に報告する。

市教委及び学校長は、次のような手順で適正規模地区委員会設立の調整及び支援を行う。

①市教委から対象校の学校長へ「適正規模地区委員会」設立の通知を送付する。

②学校長は、ＰＴＡ会長や地元自治会長等と協議し、構成員の選定を行う。

③市教委は、構成員へ第１回「適正規模地区委員会」開催の通知を送付する。

④第１回「適正規模地区委員会」により、委員長等の組織を決定する。

なお、「適正規模合同地区委員会」の設立については、市教委及び各学校長、各校の適正規模地区委員会の役員が連絡調整を行うこととする。

また、市教委及び学校長は、会議が開催される際には同席し、市教委は、基本方針等の説明を行うとともに、課題解決のための具体策についても説明し、各委員に十分な理解を深めてもらうこととする。そのため、市教委内に事務局を置く。

「適正規模地区委員会」「適正規模合同地区委員会」及び市教委との関連は、次の図のとおりである。

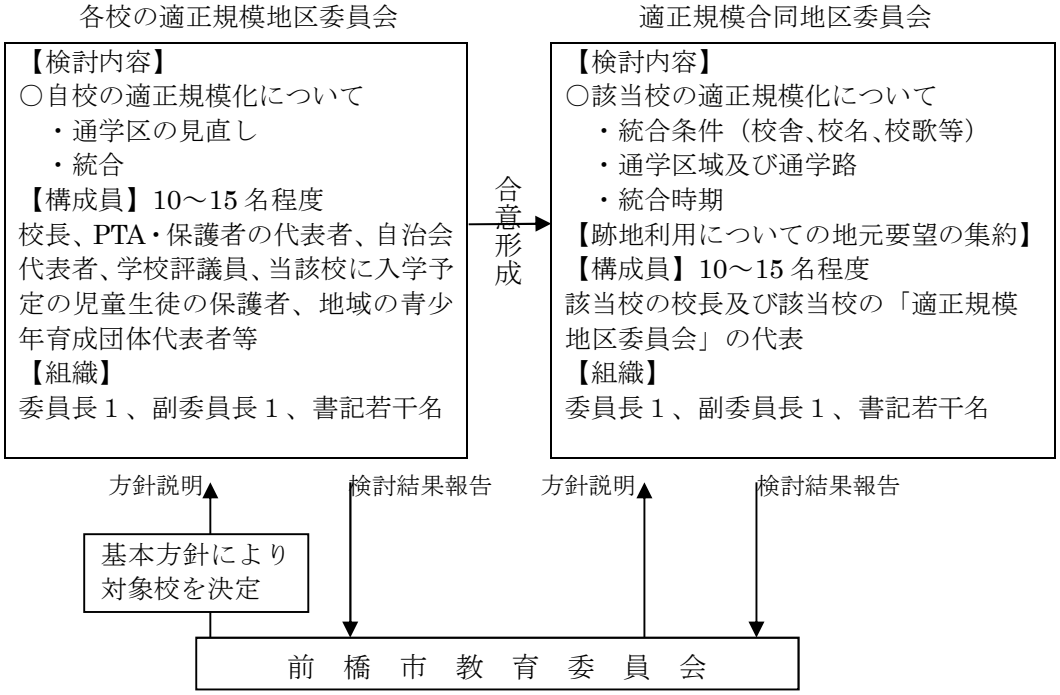

・校長は各委員会の構成員とする。

・事務局は前橋市教育委員会内に置く。

Ⅶ　適正規模・適正配置対象校と今後の具体的な取り組み

1　具体的な取り組み

適正規模・適正配置対象校に対して、平成２０年度より必要性の高い学校から順次取り組むこととする。平成２０年度より取り組む対象校については、以下のとおりとし、平成２０年度に「適正規模地区委員会」を設立し、検討に取り組むものとする。

2　平成２０年度から取り組む対象校及び具体的な進め方

○第二中学校、第四中学校

隣接する上記の２校はともに小規模校であり、第二中学校は、平成２０年度は５学級、平成２６年度の推計値でも６学級であり、早急な適正規模化が望まれる。隣接する第四中学校も、２０年度は１０学級、２６年度は８学級となる。また、この２校の通学区域の範囲は狭く生徒の通学上も問題はない。したがって、この２校は、「学校の統合」により適正規模の実現を図ることとする。その際、生徒の通学距離や施設状況等を考慮し、第四中学校跡地に統合校を新築する。新校舎新築までの間は第二中学校の校舎で両校の生徒の授業を行う。両校の生徒が第二中学校校舎で学習を開始した時を統合とする。

なお、第二中学校区の朝日町三丁目及び四丁目は、通学距離の近い第五中学校への通

学区域の見直しを検討する。

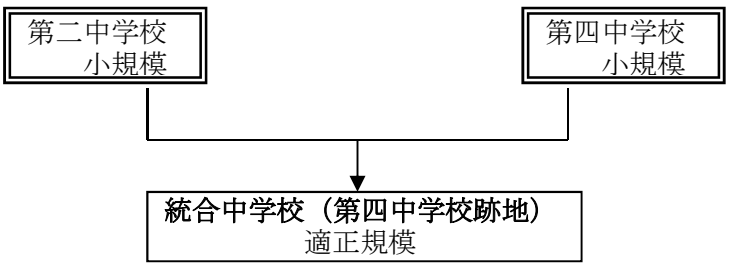

○東小学校・大利根小学校

東小学校は、児童数８４３名、学級数２６クラス（平成２０年５月１日現在）で、平成２６年度の推計学級数も２７クラスの大規模となる。東小学校の適正規模化については、箱田町の一部及び後家町を隣接校である大利根小学校の通学区域に段階的に変更する。

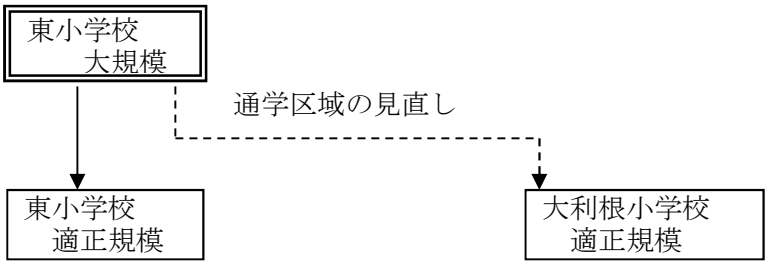

○滝窪小学校金丸分校

金丸分校の児童数は２３名（平成２０年５月１日現在）で、平成２６年には１６人となる見込みである。また、平成２０年度から全クラスが複式学級となっている。こうした現状を踏まえ、金丸分校は、多様な人間関係の中でさらなる児童の成長を図るために、本校と統合することとする。その際には、児童の通学時の安全確保や緊急時への対応策を十分に検討する。

前記の各学校の「適正規模地区委員会」は、本基本方針を受け、自校の適正規模・適正配置について検討し、検討結果を市教委に報告する。

３　平成２１年度以降に適正規模・適正配置に取り組む対象校

平成２１年度以降適正規模化に取り組む対象校は、以下のとおりとする。具体的に取り組む年度については、平成２０年度から取り組む対象校の進捗状況や対象校の児童生徒数の変化、児童生徒・保護者・地域住民からの要望等を考慮し、今後検討することとする。なお、対象校については、各学校の現状を認識し、独自に検討の準備を進めることが望まれる。

○桃井小学校、中央小学校、中川小学校

上記３校は、いずれも小規模校であり通学区域も接近している。そのため、地域の枠組み等を考慮し、「学校の統合」及び「通学区域の見直し」により、適正規模化を図る。

適正規模化の際には、３校を１校に統合し、児童の通学距離や施設面等を考え、桃井小学校跡地を活用する。なおその際に、中央小学校区の南町三丁目は城南小学校へ通学区を変更する。また、中川小学校は、本町三丁目を統合小学校へ、朝日町三丁目及び四丁目を天川小学校へ、他の校区は城東小学校へ通学区を変更する。

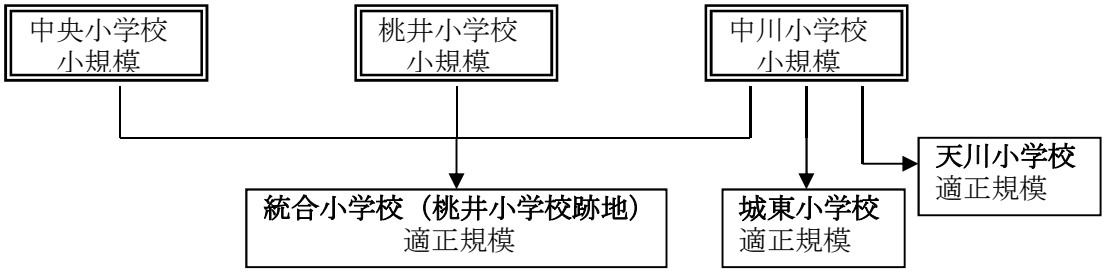

○元総社小学校、元総社南小学校、元総社北小学校

上記３校のうち元総社南小学校は、小規模校である。また、元総社北小は平成２５年度までは小規模校であり、平成２６年度も１２学級にとどまる。さらに、この両校は、元総社小学校から分離独立した学校であり、３校間の位置は接近している。そのため元総社地区は、地域全体を視野に入れた「通学区の見直し」により、３校を２校に統合し、学校の適正規模・適正配置に取り組むこととする。その際は、児童の通学距離や施設面等を考慮し、元総社南小学校及び元総社北小学校の跡地を活用することとする。

統合の際には、元総社小学校の校区のうち、大友町一丁目、二丁目及び三丁目は旧元総社北小学校跡地の統合小学校の通学区とし、他の校区は旧元総社南小学校跡地の統合小学校の通学区とする。

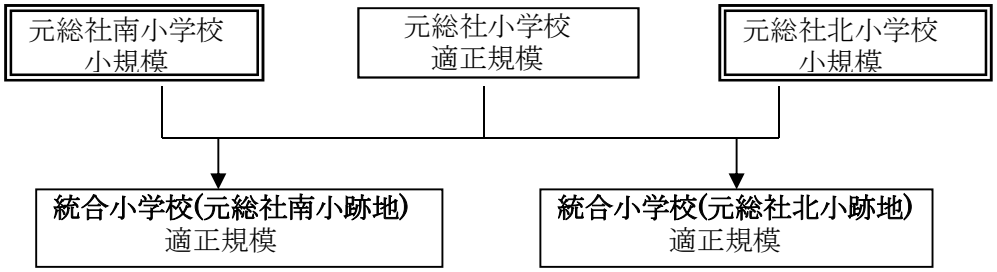

○春日中学校、広瀬中学校

上記の２校はともに小規模校であり、通学区域の見直しによって両校の適正規模化を図ることはできないため、「学校の統合」により適正規模の実現を図る。とりわけ上記２校については、適正規模化により部活動等の活性化が促され、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる。

統合の際は、生徒の通学距離や施設面等を考慮し、春日中学校跡地を統合中学校とする。

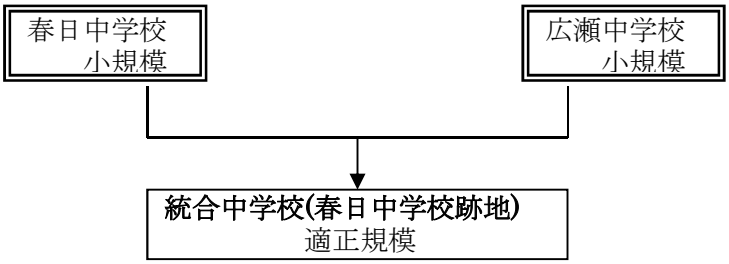

○朝倉小学校、天神小学校、広瀬小学校、上川淵小学校

上記４校のうち広瀬小学校を除く３校は、小規模校であり、広瀬小学校は適正規模であるが、地域全体のバランスから広瀬小学校を含めて、「学校の統合」及び「通学区域の見直し」により、適正規模化を図り、４校を２校に統合する。その際は、児童の通学距離や施設面等を考慮し、上川淵小学校及び広瀬中学校の跡地を活用する。

天神小学校は、広瀬小学校と統合し、広瀬中学校跡地を統合小学校とする。また、朝倉小学校の校区のうち、第一天川町は天川小学校の通学区とし、他の校区は上川淵小学校跡地の統合校の通学区とする。上川淵小学校校区では、児童の通学距離を考慮し、段階的に後閑町を広瀬中学校跡地の統合小学校、宮地町を下川淵小学校の通学区とし、他の校区は上川淵小学校跡地の統合小学校の校区とする。

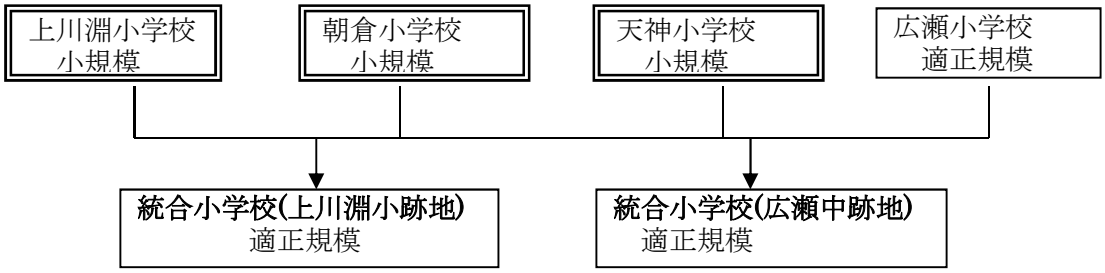

○若宮小学校、敷島小学校、城東小学校

隣接する上記３校のうち、若宮小学校は小規模校であり、「学校の統合」及び「通学区の見直し」により上記３校を２校とすることで適正規模化を図る。

適正規模化の際には、若宮小学校校区の日吉町四丁目は城東小学校の通学区とし、他の若宮小学校校区は、敷島小学校跡地の統合小学校の通学区とする。

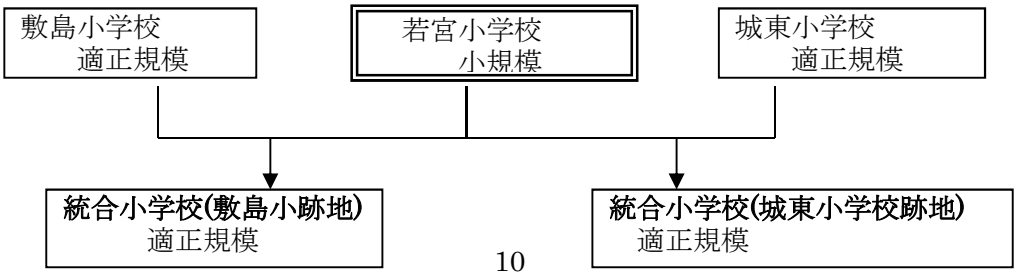

○総社小学校、勝山小学校

上記の２校のうち総社小学校は小規模校であり、「通学区域の見直し」により適正規模化を図る。適正規模化の際には、勝山小学校区の総社町高井自治会区域を段階的に総社小学校の通学区域とする。

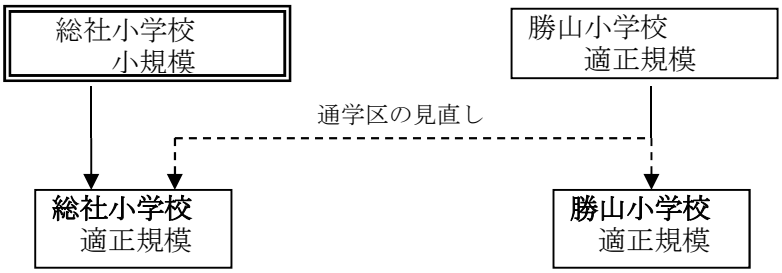

○嶺小学校

嶺小学校は児童数４９名（平成２０年５月１日現在）で複式学級を有する極端な小規模校である。児童の社会性を培うためには、低学年から多様な人間関係を育む中で心身の成長を図ることが大切と考え、「学校の統合」により適正規模化を図る。

統合対象校は、隣接校であり、ともに同一中学校に通学することになる芳賀小学校とする。その際には、スクールバスの導入等、児童の通学時の安全確保や緊急時への対応策を十分に考慮するとともに、スクールカウンセラーや教科等支援員の特別配置など、ソフト面での対応策を充実させることとしたい。

○月田小学校

月田小学校は児童数７５名（平成２０年５月１日現在）の、極端な小規模校となっている。また、いずれの学級も２０名以下であるとともに、男女の人数のバランスも大きく崩れている。そのため、児童の社会性を培うとともに、低学年から多様な人間関係を育む中で心身の成長に望ましい教育環境を整備するため、「学校の統合」による適正規模化を図る。

統合対象校は、隣接校であり、ともに同一中学校に通学することになる粕川小学校とする。その際には、スクールバスの導入等、児童の通学時の安全確保や緊急時への対応策を十分に考慮するとともに、スクールカウンセラーや教科等支援員の特別配置など、ソフト面での対応策を充実させることとしたい。

○笂井小学校、二之宮小学校、大室小学校、清里小学校

上記の４校は、点在している小規模校であり、学校間の距離もある。しかし、児童に望ましい教育環境を整備するという理念のもと、多様な人間関係を育む中で集団のルールを学び、社会性を高めるために、適正規模化を図る。なお、適正規模の実現を図る際には、

児童の通学距離や施設状況等の各学校の実態を十分に考慮し、例えば、複数校を結ぶスクールバスの導入等、登下校の安全の確保を検討する。

Ⅷ　適正規模・適正配置に向けたスケジュール

本市児童生徒のよりよい教育環境を整備するためには、計画的に学校の適正規模・適正配置を進める必要がある。そのため、平成２０年度から取り組む対象校については、スケジュールを下記のように設定し、適正規模・適正配置に向けた取り組みを進める。

平成２０年度 ①１０月末までに対象校に「適正規模地区委員会」を設置するとともに、市教委は基本方針等の説明を行う。
②学校の実態に応じつつ、年度内に各学校の「適正規模地区委員会」は市教委に検討結果を報告する。

平成２１年度 ③検討結果に基づき市教委と協議を行う。
④各学校の実態を踏まえ「適正規模合同地区委員会」を設置する。
⑤「適正規模合同地区委員会」から市教委に検討結果を報告する。

平成２２年度 ⑥検討結果に基づき市教委と「適正規模合同地区委員会」との協議を行い、適正規模・適正配置に着手する。

早急な対応を望む学校についてはスケジュールにこだわらず市教委と協議を進める。

なお、平成２１年度以降取り組みを開始する対象校については、児童生徒数の変化や地域の要望等を考慮し、必要性の高い学校から、取り組む順番等を含めて、スケジュールを今後検討することとする。

Ⅸ　結びに

今回、市教委として、前橋市立小中学校をとりまく現状及び将来的な見通しを踏まえ、「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」をここに示すこととした。

本方針の推進にあたっては、保護者の方々、地域の方々にその意義について十分なご理解をいただくことが不可欠である。本市の児童生徒の直面している課題、そして高い可能性を秘めた児童生徒の将来の「幸せな生活」に向けて、私たち大人は、どのような考えの下に、どのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのかをしっかりと見定めることが大切と考える。

関係者の皆様には、よりよい教育環境が整備されることで心身ともに健やかな児童生徒の育成が図れるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後も本市の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜るよう、お願いするものである。